平成３０年（フ）第７５号
茨城県水戸市石川１丁目3835番地の71　市営西堀原住宅８棟101号、前住所茨城県水戸市石川１丁目3835番地の71　市営西堀原住宅７棟102号
債務者　佐川　英恵（旧姓石塚）
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５２号
茨城県常総市水海道橋本町3470番地６　Ｇハイツ御城101
債務者　地引　昌浩
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３０号
栃木県佐野市鉢木町15番５号
債務者　青木　洋一
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２０号
千葉県君津市常代861番地
債務者　鈴木　伸江（旧姓栗原）
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２９号
千葉県袖ケ浦市奈良輪1031番地　コーポ袖ケ浦Ａ201号
債務者　松代　義輝
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第３２号
千葉県館山市館山147番地の１
債務者　荒井　章子
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第９号
富山県魚津市新金屋１丁目２番６号
債務者　木田　勝治
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第３号
富山県南砺市下吉江20番地19
債務者　稲村　一孝
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第４号
富山県南砺市下吉江20番地19
債務者　稲村　恵美
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２号
岐阜県可児市大森2815番地３
債務者　長江　千賀（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１３号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉358番地１　オーブ・ベルＡ202
債務者　小林　　保
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第４３号
静岡県富士市宮下368番地の１　プリムローズＢ－103号
債務者　杉山真理子
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６６号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目４番20号
債務者　服部　安男
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字中興寺355番地５、旧住所鳥取県倉吉市東昭和町118番地１
債務者　土海　幸慈
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１１号
鳥取県倉吉市福守町193番地１　コーポ山本106号
債務者　田中　実一
１　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１３号
島根県出雲市高岡町385番地４ハイランドコート202、前住所島根県松江市東出雲町揖屋2077番地21
債務者　池田　康二
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第１２９号
岡山市北区野田２丁目６番６号　ロイヤルサティーマンション201号
債務者　赤木　政幸
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部